

下水道接続に係る融資・利子補給等制度

※融資等の種別

① 一般向け融資・利子補給等、② 生活扶助者等向け融資・利子補給等、③ 高齢者向け融資・利子補給等、④ 私道排水設備等向け融資・利子補給等、⑤ そのほかの融資・利子補給等

令和6年4月時点

No	市町村名	問合せ先 【窓口】	制度に関する情報 【ホームページリンク先】	※融資等の種別					融資・利子補給等の対象	融資額・利子補給、 返済期間等の内容	備考
				①	②	③	④	⑤			
1	さいたま市	【制度について】 下水道総務課管理・業務係 電話番号048-829-1553 【申請・相談について】 ・南部建設事務所下水道管理課排水設備係 電話番号048-840-6249 ・北部建設事務所下水道管理課排水設備係 電話番号048-646-3249	https://www.city.saitama.jp/001/006/003/005/003/p003179.html	○					水洗便所に改造、これに伴う排水管等の新設・改造工事	融資額50万円(限度額) 無利子、36か月	さいたま市水洗便所改造資金貸付条例 さいたま市水洗便所改造資金貸付条例施行規則
2	川越市	下水道課普及・指導担当 電話番号049-223-0331	https://www.city.kawagoe.saitama.jp/smph/kurashi/jogesuidobu/orcustomer/tetsuzuki/suisen.asen.html	○					水洗便所に改造、これに伴う排水管等の新設・改造工事	融資額50万円(限度額) 40万円までは無利子、36か月	川越市水洗便所改造資金融資あつせん条例 川越市水洗便所改造資金融資あつせん条例施行規程
3	熊谷市	下水道課維持管理係 電話番号048-524-1446(直通)	ホームページ掲載はありません						下水道接続に係る融資・利子補給等制度はありませんが、下水道接続に関するご相談は左記までお願いします。		
4	川口市	下水道維持課管理係 電話番号048-258-4132	ホームページ掲載はありません						下水道接続に係る融資・利子補給等制度は、平成29年度末にて廃止になりました。		
5	行田市	下水道課普及促進担当 電話番号048-564-0303(直通)	https://www.city.gyoda.lg.jp/kurashi/jogesuido/gesuido/haisui/59_02.html	○					排水設備等の新設又は改造の工事	融資額50万円(限度額) 無利子、50か月	行田市排水設備改造資金貸付条例 行田市排水設備改造資金貸付条例施行規則
6	秩父市	下水道課業務担当 電話番号0494-25-5218	http://www.city.chichibu.lg.jp/dd.aspx?menuid=1861	○					水洗式に改造するための新設工事	融資額40万円(限度額) 無利子、36か月	秩父市水洗便所改造資金貸付条例 秩父市水洗便所改造資金貸付条例施行規則
7	所沢市	窓口サービス課 電話番号04-2921-1086	https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/jogesuido/gesui/toilet/mizkan20201216145023905.html	○					便所及びこれに附属する洗浄用具の新設又は改造工事並びにこれに伴う排水管等の新設又は改造工事	融資額52万円(限度額) 無利息、65か月	所沢市水洗便所改造資金貸付条例 所沢市水洗便所改造資金貸付条例施行規則
8	飯能市	下水道課管理担当 電話番号042-973-3433	https://www.city.hanno.lg.jp/kurashi_seikatsukankyo/akiva_reform/reform/2/4669.html	○					既設の便所を水洗便所に改造するために要する資金	融資額48万円(浄化槽からは24万円)(限度額) 無利子、24か月	飯能市水洗便所改造資金貸付条例 飯能市水洗便所改造資金貸付条例施行規則

下水道接続に係る融資・利子補給等制度

※融資等の種別

① 一般向け融資・利子補給等、② 生活扶助者等向け融資・利子補給等、③ 高齢者向け融資・利子補給等、④ 私道排水設備等向け融資・利子補給等、⑤ そのほかの融資・利子補給等

令和6年4月時点

No	市町村名	問合せ先 【窓口】	制度に関する情報 【ホームページリンク先】	※融資等の種別					融資・利子補給等の対象	融資額・利子補給、 返済期間等の内容	備考
				①	②	③	④	⑤			
9	加須市	下水道課業務担当 電話番号0480-65-8981	https://www.city.kazo.lg.jp/kurashi_bosai/jogesuido/1/1/32039.html	○					公共下水道に接続するための便器等改造、浄化槽の取壊し又はこれと同時に施工する排水管等工事	融資額50万円(限度額) 無利子、60か月	加須市水洗便所改造等資金貸付条例 加須市水洗便所改造等資金貸付条例施行規則
10	本庄市	下水道課業務係 電話番号0495-25-1146	https://www.city.honjo.lg.jp/sos_hiki/jougesuidou/gesuidou/tantouiuouhou/1377065662297.html	○					汲み取り式から公共下水道に接続する場合に、便所及びこれに附属する洗浄用具並びにこれらに伴う排水管等の新設又は改造工事	融資額50万円(限度額) 利子補給(2.5%)あり、36か月	本庄市水洗便所改造資金融資あっせん規則
11	東松山市	上下水道経営課給排水グループ 電話番号0493-22-1123	https://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/soshiki/42/3682.html	○					便器及びこれに附属する洗浄用具等の新設工事並びに排水管等の新設工事	融資額50万円(限度額) 無利子、36か月	東松山市水洗便所改造資金貸付条例 東松山市水洗便所改造資金貸付条例施行規則
12	春日部市	経営総務課 下水道庶務経理担当 電話番号048-736-1111	http://www.city.kasukabe.lg.jp 「水洗便所改造資金融資あっせん制度」で検索をお願いします。	○					既設の便所を公共下水道に連結するための改造工事	融資額50万円(限度額)、 4件・200万円以内 利息補助あり、 36か月(21万円以上の場合)	春日部市水洗便所改造資金融資あっせん条例
13	狭山市	下水道施設課維持排水設備担当 電話番号04-2953-1111	https://www.city.sayama.saitama.jp/kurashi/dourokotsuu/jogesuido/okyakusama/tetuduki/gesuidouhojyokin.html	○					既設の便所を公共下水道に流入させるための改造工事	融資額50万円(限度額) 利子補給あり、 36か月(21万円以上の場合)	狭山市水洗化改造工事資金助成規程
14	羽生市	下水道課管理係 電話番号048-565-1551	http://www.city.hanyu.lg.jp/docs/2009060103087/	○					既設の便所を公共下水道に接続するための改造工事	融資額60万円(限度額) 利子補給(全額)あり、60か月	羽生市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給要綱
15	鴻巣市	下水道課普及促進担当 電話番号048-541-1321	https://www.city.kounosu.saitama.jp/site/suidou/1061.html	○					既設の便所を水洗便所に改造、排水設備、これに附帯する給水工事等の新設又は改造の工事	融資額50万円(限度額)、 貸家は200万円 利子補給(1.5%を超える部分)あり 36か月(21万円以上の場合)	鴻巣市水洗便所改造資金融資あっせん補助規則
16	深谷市	企業経営課料金係 電話番号048-577-7527	https://www.city.fukaya.saitama.jp/kurashi/kurashi/jogesuido/ge_suido/sonota/1427189853659.html	○					既存のトイレ等から排水される汚水を公共下水道に接続するための便器等の改造及び屋外排水設備の新設または改造工事	融資額100万円(限度額)、 貸家は300万円 利子補給(3%)あり、60か月	深谷市水洗化促進改造資金融資あっせん規程
17	上尾市	業務課排水担当 電話番号048-775-9302	http://www.city.ageo.lg.jp/site/suido/05911904245.html	○					既設の便所を公共下水道に連結するために改造する工事	融資額50万円(限度額)、 貸家は5件まで 無利息、50か月(限度額の場合)	上尾市水洗便所改造資金貸付条例 上尾市水洗便所改造資金貸付条例施行規則

下水道接続に係る融資・利子補給等制度

※融資等の種別

① 一般向け融資・利子補給等、② 生活扶助者等向け融資・利子補給等、③ 高齢者向け融資・利子補給等、④ 私道排水設備等向け融資・利子補給等、⑤ そのほかの融資・利子補給等

令和6年4月時点

No	市町村名	問合せ先 【窓口】	制度に関する情報 【ホームページリンク先】	※融資等の種別					融資・利子補給等の対象	融資額・利子補給、 返済期間等の内容	備考
				①	②	③	④	⑤			
18	草加市	下水道課 維持管理係 電話番号048-922-2314	https://www.city.soka.saitama.jp/ont/s1904/020/010/010/05.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	既設の便所を公共下水道に接続するため、便器等の改造等やこれと同時に施工する排水管等の工事	【あっせん】融資額40万円(限度額) (市長が認める場合60万円)、4件以内 利子補給あり、 30か月(21万円以上の場合)	草加市水洗便所改造資金融資条例 草加市水洗便所改造資金融資条例施行規則
				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	既設の便所を公共下水道に接続するため、便器等の改造等やこれと同時に施工する排水管等の工事	【貸付け】融資額40万円(限度額) (市長が認める場合はこの限りではない) 無利子、償還方法は市長が別途定める	
19	越谷市	下水道経営課 料金・受益者負担金担当 電話番号048-963-9206	https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/kurashi_douro/suidogesuido/gesuisuisenyuu.si.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	既設の便所を公共下水道に接続するための改造工事	融資額50万円(限度額) 利子補給あり、 36か月(31万円以上の場合)	越谷市水洗便所改造資金融資規則
20	蕨市	下水道課 業務係 電話番号048-433-7724	https://www.city.warabi.saitama.jp/kurashi/suido/gesuido/suisenka/1001472.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	既設の便所を水洗便所に改造するための改造及び給排水設備の新設又は改造の工事	融資額50万円(限度額) 無利息、60か月	蕨市水洗便所改造資金貸付条例 蕨市水洗便所改造資金貸付条例施行規則
21	戸田市	水安全部総務課 料金担当 電話番号048-229-4606	https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/411/sui-gvomu-suisenbenjo-benefit.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	既設の便所を水洗便所に改造するための便器、洗浄用具等の改造又は排水設備の新設若しくは改造工事	融資額50万円(限度額) 利子補助あり、42か月	戸田市水洗便所改造資金融資・補助条例 戸田市水洗便所改造資金融資・補助条例施行規則
22	入間市	下水道施設課排水・維持管理担当 電話番号04-2964-1111	https://www.city.iruma.saitama.jp/kurashi/jogesuido/gesuido/kurashi_gesui/index.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	既設のくみ取り便所及び浄化槽を廃止して水洗便所に改造する工事(附帯する給排水設備工事を含む)	融資あっせん額40万円(限度額) 利子補給あり、 36か月(21万円以上の場合)	入間市水洗便所改造資金援助規程
23	朝霞市	上下水道総務課 電話番号048-462-3366	https://www.city.asaka.lg.jp/sos-hiki/33/suisenka.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	くみ取又はし尿浄化槽便所を水洗便所に改造並びに附帯する給排水設備等の新設又は改造の工事	融資あっせん額50万円(限度額) 利息補助あり、52か月(50万円の場合)	朝霞市水洗便所改造資金融資条例 朝霞市水洗便所改造資金融資条例施行規則
24	志木市	下水道施設課 電話番号048-473-1957(直通)	http://www.city.shiki.lg.jp/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	くみ取り便所を水洗便所に改造するための便器等の改造又は排水設備の新設若しくは改造工事	融資あっせん額50万円(限度額) (市長が必要と認める場合は別) 利子補給(5%を超える部分)あり、60か月	志木市水洗便所改造資金融資条例 志木市水洗便所改造資金融資条例施行規則
25	和光市	下水道課下水道業務担当 電話番号048-424-9137	http://www.city.wako.lg.jp/home/toshiban/suido/6086/sei4.3.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	既設の便所を水洗便所に改造するための便器等の改造又は排水設備の新設若しくは改造工事	貸付額30万円(限度額) 無利息、30か月	和光市水洗便所改造資金貸付規程

下水道接続に係る融資・利子補給等制度

※融資等の種別

① 一般向け融資・利子補給等、② 生活扶助者等向け融資・利子補給等、③ 高齢者向け融資・利子補給等、④ 私道排水設備等向け融資・利子補給等、⑤ そのほかの融資・利子補給等

令和6年4月時点

No	市町村名	問合せ先 【窓口】	制度に関する情報 【ホームページリンク先】	※融資等の種別					融資・利子補給等の対象	融資額・利子補給、 返済期間等の内容	備考
				①	②	③	④	⑤			
26	新座市	下水道課下水道業務係 電話番号048-424-9615	http://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/39/suisenbenjo.html	○					既設の便所を水洗便所に改造するための便器、洗浄用具等の改造又は排水設備の新設若しくは改造工事	あっせん額50万円(限度額) (市長が必要と認める場合は別) 利子補給あり、36か月	新座市水洗便所改造資金融資条例 新座市水洗便所改造資金融資規則
27	桶川市	下水道課業務係 電話番号048-786-3211	https://www.city.okegawa.lg.jp/kurashi/sumai/jogesuido/3250.html	○					下水道処理区内において共用開始後3年以内に既設の便所を水洗便所に改造するために行う便器、洗浄用具及びこれらに付帯する給排水設備等の新設又は改造の工事	①一般住宅 融資額10万円から50万円 利率2%以内、35か月 ②集合住宅 融資額50万円から200万円 利率2%以内、35か月	桶川市水洗便所改造資金融資あっせん規則
28	久喜市	下水道施設課 排水係 電話番号0480-58-1111	https://www.city.kuki.lg.jp/kurashi/jogesuido/gesuido/kaizoukas/hitsuke.html	○					便器及びこれに附属する洗浄用具等の新設又は改造工事並びにこれに伴う排水管、排水ます及び洗浄用給水管の新設又は改造工事	貸付額50万円(限度額) 無利息、50か月	久喜市水洗便所改造資金貸付条例 久喜市水洗便所改造資金貸付条例施行規則
29	北本市	下水道課施設担当 電話番号048-591-1111	ホームページ掲載はありません						下水道接続に係る融資・利子補給等制度はありませんが、下水道接続に関するご相談は左記までお願いします。		
30	八潮市	下水道課 電話番号048-996-2111	https://www.city.yashio.lg.jp/kurashi/jogesuido/gesuido/kirikaeru/katahe/kashitsukehojyo.html	○					排水管を公共下水道に接続するために行われる便所の改造工事	貸付額40万円(限度額) 無利子、40か月	八潮市水洗便所等改造資金貸付条例 八潮市水洗便所等改造資金貸付条例施行規則
31	富士見市	下水道課庶務経理担当 電話番号049-251-2711(内線431)	ホームページ掲載はありません	○					既設の便所を公共下水道に連結するための便器洗浄用具の改造工事又はこれに伴う排水設備の新設若しくは改造工事	融資額50万円(限度額) 30万円まで無利子 (31万円以上は利子あり) 36か月(41万円以上の場合)	富士見市水洗便所改造資金融資条例 富士見市水洗便所改造資金融資条例施行規則
32	三郷市	下水道課会計業務係 電話番号048-930-7825	https://www.city.misato.lg.jp/soshiki/kensetsu/gesuido/3/705.html	○					公共下水道に接続し、水洗便所等に改造する費用を市が指定する金融機関から借り入れる者	市指定の融資制度を利用の場合・ 利子相当額(限度額3万円) 市指定以外の融資制度を利用・ 年利8%利子相当額(限度額3万円)	公共下水道接続工事費補助金交付要綱
33	蓮田市	下水道課施設担当 電話番号048-768-1111	https://www.city.hasuda.saitama.jp/gesui/shikinryushi.html	○					既設の便所を公共下水道に連結する水洗便所に改造するために行う便器、洗浄用具等の改造及びこれに伴う排水施設工事	融資あっせん額40万円(限度額)、 4件限度 利子補給あり、36か月 (21万円以上の場合)	蓮田市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規程
34	坂戸市	坂戸、鶴ヶ島下水道組合 業務課業務係 電話番号049-288-3361(直通)	http://www.stgesui.or.jp/	○					便器及びこれに附属する洗浄用具の新設工事並びにこれに伴う排水管、及び排水ますの新設工事(これと同時に施工の排水設備の新設工事も含む)	貸付額40万円(限度額) 無利息、36か月	坂戸、鶴ヶ島下水道組合水洗便所改造資金貸付基金設置条例 坂戸、鶴ヶ島下水道組合水洗便所改造資金貸付基金設置条例施行規則

下水道接続に係る融資・利子補給等制度

※融資等の種別

① 一般向け融資・利子補給等、② 生活扶助者等向け融資・利子補給等、③ 高齢者向け融資・利子補給等、④ 私道排水設備等向け融資・利子補給等、⑤ そのほかの融資・利子補給等

令和6年4月時点

No	市町村名	問合せ先 【窓口】	制度に関する情報 【ホームページリンク先】	※融資等の種別					融資・利子補給等の対象	融資額・利子補給、 返済期間等の内容	備考
				①	②	③	④	⑤			
35	幸手市	下水道課管理担当 電話番号0480-47-3340	ホームページ掲載はありません	○					既設の便所等を公共下水道に接続するための、便器、洗浄用具等の改造及びこれに付随する排水管等の改造ならびに尿浄化槽の改造工事等	融資あっせん額50万円(限度額)、1所有者又は占有者につき2件以内 利子補給あり、 36か月以内(21万円以上の場合)	幸手市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則
36	鶴ヶ島市	坂戸、鶴ヶ島下水道組合 業務課業務係 電話番号049-288-3361(直通)	http://www.stgesui.or.jp/	○					便器及びこれに附属する洗浄用具の新設工事並びにこれに伴う排水管、及び排水ますの新設工事(これと同時に施工の排水設備の新設工事も含む)	貸付額40万円(限度額) 無利息、36か月	坂戸、鶴ヶ島下水道組合水洗便所改造資金貸付基金設置条例 坂戸、鶴ヶ島下水道組合水洗便所改造資金貸付基金設置条例施行規則
37	日高市	下水道課工務担当 電話番号042-989-2771	ホームページ掲載はありません	○					既設の便所を水洗便所に改造するための便器、洗浄用具等の改造又は排水設備の新設若しくは改造工事	融資あっせん額50万円(限度額) 利率あり、60か月(41万円以上)	日高市水洗便所改造資金融資あっせん規則
38	吉川市	河川下水道課下水道係 電話番号048-982-9982(直通)	http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/	○					既設の便所を公共下水道に連結するために行う便器、洗浄用具又は尿浄化槽の取り壊し若しくはこれと同時に施工する排水管その他排水設備の工事	融資額50万円(限度額) 貸付け利率あり、36か月(30万円以上)	吉川市水洗便所改造資金融資規則
39	ふじみ野市	上下水道課 経営管理係 電話番号049-220-2076	https://www.city.fujimino.saitama.jp/material/files/group/32/setsumeisirvo.pdf	○					既設の便所を水洗便所に改造するための便器、洗浄用具等の改造又は給排水設備の新設若しくは改造工事	あっせん額40万円(限度額) (集合住宅等は100万円) 利子補給あり(40万円分まで)、36か月	ふじみ野市排水設備工事資金融資補助規程
40	白岡市	下水道課 管理担当 電話番号 0480-92-1445	ホームページ掲載はありません	○					公共下水道処理区域内において、公示された下水道処理開始日から、3年以内に改造工事をしようとする者で、既存のくみ取り便所を水洗便所に改造する者に対し、改造工事に必要な資金の融資料及び当該融資に係る資金の利子を補給する。 【補助対象要件】 ①改造工事について、当該建築物の所有者及び土地所有者の同意を得ていること。 ②市税及び受益者負担金を滞納していないこと。 ③確実な連帯保証人1人を有すること。 ④融資を受けた資金の償還能力を有すること。 ⑤自己資金のみでは改造工事費を一時に負担することが困難であること。	【利子補給額】 処理開始日(供用開始日)から1年以内: 利子の全額(上限額4万円) 処理開始日(共用開始日)から3年以内: 利子の2分の1(上限額2万円) 【返済期間】 融資額10万円以下: 12ヶ月以内 融資額11万円以上20万円以内: 24ヶ月以内 融資額21万円以上35万円以内: 36ヶ月以内	白岡市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則 規程
41	伊奈町	上下水道課下水道係 電話番号048-721-5555	https://www1.g-reiki.net/town.ina/reiki_honbun/e345RG00000947.html	○					既設の便所を水洗便所に改造する工事による排水設備工事及びこれに付帯する給水工事等の新設又は改造工事	融資額50万円(限度額)、4件以内 利率あり、36か月(21万円以上)	伊奈町水洗便所改造資金融資あっせん補助規則

下水道接続に係る融資・利子補給等制度

※融資等の種別

① 一般向け融資・利子補給等、② 生活扶助者等向け融資・利子補給等、③ 高齢者向け融資・利子補給等、④ 私道排水設備等向け融資・利子補給等、⑤ そのほかの融資・利子補給等

令和6年4月時点

No	市町村名	問合せ先 【窓口】	制度に関する情報 【ホームページリンク先】	※融資等の種別					融資・利子補給等の対象	融資額・利子補給、 返済期間等の内容	備考
				①	②	③	④	⑤			
42	三芳町	上下水道課下水道業務担当 電話番号049-274-1014	http://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp	○					既設の便所を水洗便所に改造するための便器、洗浄用具及びこれらに付帯する給排水設備等の改造又は改良工事	融資あっ旋額100万円(限度額) 利子補助あり、60か月(61万円以上)	三芳町水洗便所改造資金融資あっせん条例 三芳町水洗便所改造資金融資あっせん条例施行規程
43	毛呂山町	毛呂山・越生・鳩山公共下水道 組合 建設担当 電話番号049-294-9333	ホームページ掲載はありません	○					既設の便所を水洗式に改造するための便器及びこれに付属する洗浄用具並びにこれらに伴う排水管、排水ます及び洗浄用給水管の新設又は改造工事	融資額30万円(限度額) 利子補給あり(利率の1/2)、 24か月(21万円以上)	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合水洗便所改造資金融資あっせん 条例 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合水洗便所改造資金融資あっせん 条例施行規則
44	越生町	毛呂山・越生・鳩山公共下水道 組合 建設担当 電話番号049-294-9333	ホームページ掲載はありません	○					既設の便所を水洗式に改造するための便器及びこれに付属する洗浄用具並びにこれらに伴う排水管、排水ます及び洗浄用給水管の新設又は改造工事	融資額30万円(限度額) 利子補給あり(利率の1/2)、 24か月(21万円以上)	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合水洗便所改造資金融資あっせん 条例 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合水洗便所改造資金融資あっせん 条例施行規則
45	滑川町	上下水道課 施設担当 電話番号0493-56-2231(直通)	ホームページ掲載はありません	○					既設の便所を水洗便所に改造するための便器、洗浄用具及びこれらに付帯する給排水設備等の改造又は改良工事	融資あっせん額50万円(限度額) (町長が必要と認めた場合は別) 利子補給あり、36か月(31万円以上)	滑川町水洗便所改造資金融資あっせん条例 滑川町水洗便所改造資金融資あっせん条例施行規則
46	嵐山町	上下水道課下水道担当 電話番号0493-62-0728	http://www.town.ranzan.saitama.jp/	○					既設の便所を水洗便所に改造するための便器、洗浄用具及びこれらに付帯する給排水設備等の新設又は改造工事	融資あっせん額50万円(限度額) (町長が必要と認めた場合は別) 利子補給あり、36か月(貸付額31万円以上)	嵐山町水洗便所改造資金融資あっせん条例 嵐山町水洗便所改造資金融資あっせん条例施行規則
47	小川町	上下水道課下水道担当 電話番号0493-72-1221	http://www.town.ogawa.saitama.jp/p/000000072.html	○					既設のトイレ、風呂及び台所等を改造し汚水を下水道に接続するために必要な工事	融資額70万円(限度額) 利子補給あり、36か月(51万円以上)	小川町水洗化促進改造資金融資あっせん条例 小川町水洗化促進改造資金融資あっせん条例施行規程
48	川島町	上下水道課下水道グループ 電話番号049-297-1818	(条例・規則のリンクになります) (条例) http://www.town.kawajima.saitama.jp/reiki_int/reiki_honbun/e357RG00000409.html (規則) http://www.town.kawajima.saitama.jp/reiki_int/reiki_honbun/e357RG00000928.html	○					既設の便所を水洗便所に改造するための便器、洗浄用具及びこれらに付帯する給排水設備等の新設又は改造工事	融資あっせん額50万円(限度額) (町長が必要と認めた場合は別) 利子補給あり、36か月	川島町水洗便所改造資金融資あっせん条例 川島町水洗便所改造資金融資あっせん条例施行規則
49	吉見町	水生活課 管理係 電話番号 0493-54-1545	https://www.town.yoshimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/jogesuido/gesuidou/gvomu/1470.html	○					既設の便所その他設備を改造するために行う便器、洗浄用具及びこれらに付帯する給排水設備等の新設又は改造の工事	あっせん額50万円(限度額) 利子補給(1%を超える部分)あり、 36か月	吉見町排水設備改造資金融資あっせん規則

下水道接続に係る融資・利子補給等制度

※融資等の種別

① 一般向け融資・利子補給等、② 生活扶助者等向け融資・利子補給等、③ 高齢者向け融資・利子補給等、④ 私道排水設備等向け融資・利子補給等、⑤ そのほかの融資・利子補給等

令和6年4月時点

No	市町村名	問合せ先 【窓口】	制度に関する情報 【ホームページリンク先】	※融資等の種別					融資・利子補給等の対象	融資額・利子補給、 返済期間等の内容	備考
				①	②	③	④	⑤			
50	鳩山町	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 建設担当 電話番号049-294-9333	ホームページ掲載はありません	○					既設の便所を水洗式に改造するための便器及びこれに付属する洗浄用具並びにこれらに伴う排水管、排水ます及び洗浄用給水管の新設又は改造工事	融資額30万円(限度額) 利子補給あり(利率の1/2)、 24か月(21万円以上)	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合水洗便所改造資金融資あつせん条例 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合水洗便所改造資金融資あつせん条例施行規則
51	ときがわ町	公共下水道事業を実施しておりません									
52	横瀬町	建設課下水道グループ 電話番号 0494-25-0117	ホームページ掲載はありません	○					くみ取便所を水洗便所に改造するため及び既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続するための排水設備工事並びにそれらに付帯する排水設備工事	融資あつせん額50万円(限度額) 利子補給あり、36か月	横瀬町排水設備改造資金融資あつせん及び利子補給に関する規則
53	皆野町	皆野・長瀬下水道組合 担当下水道課 電話番号 0494-66-0747	http://www.minanaga.or.jp/	○					汚水を公共下水道へ排除するために設置する排水設備及びこれに付属する洗浄用具並びにこれらに伴う洗浄用給水管の新設又は改造工事	融資額100万円(限度額) 利子補給あり、60か月	皆野・長瀬下水道組合水洗便所改造資金融資あつせん規程
54	長瀬町	皆野・長瀬下水道組合 担当下水道課 電話番号 0494-66-0747	http://www.town.nagatoro.saitama.jp/	○					汚水を公共下水道へ排除するために設置する排水設備及びこれに付属する洗浄用具並びにこれらに伴う洗浄用給水管の新設又は改造工事	融資額100万円(限度額) 利子補給あり、60か月	皆野・長瀬下水道組合水洗便所改造資金融資あつせん規程
55	小鹿野町	公共下水道事業を実施しておりません									
56	東秩父村	公共下水道事業を実施しておりません									
57	美里町	上下水道課業務係 電話番号0495-76-1118	https://www.town.saitama-misato.lg.jp	下水道接続に係る融資・利子補給等制度はありませんが、下水道接続に関するご相談は左記までお願いします。							
58	神川町	上下水道課下水道担当 電話番号0495-77-3781	http://www.town.kamikawa.saitama.jp/soshiki/suidou/suidou_1/476.html	○					くみ取り便所を水洗便所に改造又は既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続させる工事(これらの工事に付帯して施工する排水設備工事を含む)	融資額50万円(限度額) 利率あり、36か月	神川町下水道改造資金融資あつせん規則
59	上里町	上下水道課下水道係 電話番号0495-35-1228	http://www.town.kamisato.saitama.jp/	○					くみ取り便所を水洗便所に改造及び既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続させる工事並びにこれと同時に施工する排水設備工事	融資額50万円(限度額) 利子補給(2.5%まで)あり、36か月	上里町下水道改造資金融資あつせん及び利子補給に関する規則

下水道接続に係る融資・利子補給等制度

※融資等の種別

① 一般向け融資・利子補給等、② 生活扶助者等向け融資・利子補給等、③ 高齢者向け融資・利子補給等、④ 私道排水設備等向け融資・利子補給等、⑤ そのほかの融資・利子補給等

令和6年4月時点

No	市町村名	問合せ先 【窓口】	制度に関する情報 【ホームページリンク先】	※融資等の種別					融資・利子補給等の対象	融資額・利子補給、 返済期間等の内容	備考
				①	②	③	④	⑤			
60	寄居町	上下水道課 業務班 電話番号048-581-2121	https://www.town.yorii.saitama.jp/soshiki/18/gesuidou-shikinyuushi.html	○					既設の便所を水洗式に改造するための便器及びこれに附属する洗浄用具並びにこれらに伴う排水管、排水ます及び洗浄用給水管の新設又は改造工事	融資額50万円(限度額) 利率あり、48か月	寄居町水洗便所改造資金融資あっせん規則
61	宮代町	まちづくり建設課下水道担当 電話番号0480-33-5554	http://www.town.mivashiro.lg.jp/	下水道接続に係る融資・利子補給等制度はありませんが、下水道接続に関するご相談は左記までお願いします。							
62	杉戸町	上下水道課経営総務担当 電話番号0480-37-1232	ホームページ掲載はありません	○					既設便所の水洗便所への改造並びに屋内排水設備を公共下水道へ接続するための屋外排水設備の改造及びし尿浄化槽の取り壊し工事	融資額30万円(限度額) (町長が認めたときは50万円を超えない範囲内) 利率あり、36か月(21万円以上)	杉戸町水洗便所改造資金融資あっせん要綱
63	松伏町	まちづくり整備課下水道担当 電話番号048-991-1844	http://www.town.matsubushi.lg.jp/www/contents/1260163843027/index.html	○					既設の便所を公共下水道に連結するために行う、便器、洗浄用具又はし尿浄化槽の取壊し若しくはこれと同時に施工する排水管その他排水設備の工事	融資額40万円(限度額)、4件以内 利子補給あり(生活扶助者等:全額、一般:5%まで)、36か月(21万円以上)	松伏町水洗便所改造資金融資規則